令和　年　月　日

保護者　様

宇都宮市長　佐　藤　栄　一

学校給食費納入確約書の提出について（お願い）

　日頃から本市教育行政にご理解とご協力を賜りまして，厚く御礼申し上げます。

　さて，学校給食につきましては，児童生徒の心身の健全な発達，食事についての正しい理解，望ましい食習慣を身に付けることなどを目的に実施しております。

学校給食の実施に係る費用につきましては，設備整備費，光熱水費等については，本市が負担しており，食材料の購入のための費用については，給食費として，保護者の皆様にご負担いただいております。

保護者の皆様からの給食費の納入が滞りますと，食材料の購入や献立内容に影響し，児童生徒へ影響が及ぶとともに，給食費を納めている他の保護者との間に不公平が生じることになります。

このようなことから，本市では，全ての保護者の皆様に学校給食費納入確約書の提出をお願いしております。

　保護者の皆様におかれましては，学校給食の目的を十分ご理解いただき，学校給食費納入確約書を提出いただくとともに，各小中学校が毎月徴収している給食費の納付期限を遵守いただくなど，学校給食の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

また，経済的な事情により給食費の納入が困難な場合には，就学援助制度等の助成制度がありますので，各小中学校にご相談ください。

　　学校給食費に関してのお願い

学校給食は，児童生徒の心身の健全な発達，食事についての正しい理解，望ましい食習慣を身に付けることなどを目的に実施しています。

学校給食の円滑な運営ができるよう，全保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〔給食費の納入について〕

給食費の納入が滞ると，食材料の購入や献立内容にも影響し，児童生徒全体へ影響が及ぶとともに，給食費を納めている他の保護者との間に不公平が生じますので，毎月の期限を守って納付していただきますようお願いいたします。

〔学校給食費納入確約書の取扱いについて〕

・　原則，小学校入学時及び市外からの転入時に学校給食費納入確約書の記入をお願いいたします。

・　中学校までの在学期間有効となり，中学校の卒業時に返却いたします。

ただし，給食費の滞納（小学校在籍時の分を含む）がある場合は，完納後に返却いたします。

・　市内公立小中学校への転校時には，転校先の学校に送付いたします。

・　小学校を卒業し，市内公立中学校に入学する場合は，当該中学校に送付いたします。

なお，市内公立中学校以外の学校に入学する場合は返却いたしますが，給食費の滞納がある場合は，完納後に返却いたします。

〔給食費納入が困難な場合について〕

・　給食費が期限までに納入できない場合は，各小中学校にご相談ください。

・　経済的な事情により，給食費の納入が困難な場合は，就学援助制度等の助成制度がありますので，各小中学校にご相談ください。

〔長期欠席する場合について〕

・　長期欠席する場合には，給食の停止を学校へ申し出てください。申し出の２日後から，給食を停止します。

・　給食停止の申し出がない場合には，食材を発注しているため，給食費を納付いただくことになりますので，ご承知おきください。